

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 29 年 11 月 2 日 答申分

## ○答申の概要

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係              | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 国民年金関係                | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700212号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700177号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を平成19年12月20日は11万8,000円、平成20年9月2日は12万5,000円、同年12月20日は22万7,000円、平成21年9月2日は11万7,000円、同年12月20日は21万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月20日、平成20年9月2日、同年12月20日、平成21年9月2日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月20日  
② 平成20年9月2日  
③ 平成20年12月20日  
④ 平成21年9月2日  
⑤ 平成21年12月20日

A社から支給された賞与のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る届出は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、厚生年金保険の給付の対象とならない記録とされている。しかし、請求期間①、②、③、④及び⑤において厚生年金保険料が賞与から控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑤について、金融機関から提出された請求者の賞与振込口座に係る「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及びA社の請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、請求期間①は11万8,000円、請求期間③は22万7,000円、請求期間⑤は21万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金

保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②及び④について、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」、複数の同僚の賞与明細書及び請求期間当時の社会保険事務担当者の回答により、請求者がA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び④に係る標準賞与額については、前述の「預金共通月中異動および残高明細表」及び複数の同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は12万5,000円、請求期間④は11万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の代表取締役の一人は不明と回答しているが、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年7月17日に年金事務所に対し提出したことが確認できることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700220号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700022号

## 第1 結論

昭和52年\*月から昭和58年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年\*月から昭和58年6月まで

請求期間について、私が大学生だったときに、私の父が国民年金の加入手続きを行ってくれ、20歳から私が大学を中途退学し専門学校に進路を変更し就職するまで、私の国民年金保険料を払っていたと父から聞いていた。

請求期間当時、私はA市B地区に住んでいたが、住民票上の住所はC市D地区にあった。母からも、父が国民年金保険料を納付していると聞いており、未加入期間であることはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、請求者が20歳になった昭和52年\*月頃に国民年金の加入手続きをし、就職するまで国民年金保険料の納付をしてくれたと主張しているが、請求期間について、加入手続き及び保険料納付をしたとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者自身は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、請求者が20歳だったときに、請求者の父が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに、請求者が住民票上の住所があったと陳述しているC市及び実際に住んでいたとするA市において、請求者の父が加入手続きをしたとする昭和52年\*月から請求者が専門学校を卒業した昭和56年3月までの期間にC市及びA市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったものの、請求者の父が加入手続きを行ったとする国民年金手帳記号番号が、請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続きは、行われていなかったものと考えられる。

さらに、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号「\*」は、当該記号

番号前後の被保険者の資格取得時期及び請求者の国民年金保険料納付日から、E市（現在は、F市）において平成2年4月頃に払い出されたものであると推認され、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成2年3月21日を資格取得日として、国民年金に加入したものであり、所持する年金手帳にも「初めて被保険者となった日：平成2年3月21日」の記載が確認できることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、保険料を納付できない期間となっている。

なお、請求期間の保険料納付を証言してくれる者として名前を挙げている請求者の母は、「息子が20歳のときに、亡くなった夫が国民年金に加入したものだと思っていたが、すべて主人に任せていたので、加入手続や保険料納付について具体的なことはわからない。年金手帳についても自分たちのものは持っているが、息子の年金手帳は見た記憶が無いし、保険料納付がわかる資料は何もない。」と陳述している。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。